

# パラセーリング強化選手の認定と規定

公益財団法人日本セーリング連盟  
パラセーリング委員会

## 1. 方針と目的

強化選手は、パラセーリング競技における将来性豊かなセーリングタレント、国際選手権大会においてメダル獲得の潜在能力を有するセーラーとして、強化合宿や海外レース等の派遣を通じて国際選手権大会レベルの大会において上位入賞を果たすことに努めなければならない。強化選手は、常に日本代表としての自覚と誇りを持ち、礼儀を尊び、広く社会一般に受け入れられている行動規範を遵守し、品位ある行動をとるとともに、国際親善に努めなければならない。

## 2. 認定

強化選手は、以下の方法により選考され、選手及びチームの意思を確認し、誓約書の受領をもって公益財団法人日本セーリング連盟(以下JSAF)パラセーリング委員会強化小委員会(以下パラ強小委)により認定される。

- (1) パラセーリング全日本選手権において、パラ強小委が強化クラスとして指定した各々のクラスにおいて上位に入ったもの。なお、指定クラス、参加艇数による認定者数は別途定める。
- (2) パラセーリング東日本選手権大会及び西日本選手権大会において、パラ強小委が強化クラスとして指定した各々のクラスにおいて上位に入ったもの。なお、指定クラス、参加艇数による認定者数は別途定める。
- (3) JSAFパラセーリング委員会に強化候補選手として登録されたもので所属の団体から推薦され、パラ強小委が認めたもの。
- (4) JSAFパラセーリング委員会並びにパラ強小委で将来性豊かなセーリングタレントを持っていると認めたもの。

## 3. 認定期間

パラ強小委による認定日から、次年度のワールドセーリング(以下、WS という)が主催するパラセーリング国際選手権大会最終日までの期間を原則とする。認定期間に関する詳細は、年度ごとにパラ強小委員会により決定する。

## 4. 強化選手の義務

強化選手は、やむを得ない理由を除き、以下に定める事項を実施しなければならない。以下のいずれかの事項を履行できない場合は、事前にパラ強小委の承認を得なければならない。

- (1) 日本及び遠征する諸外国の法令、JSAF 諸規定、強化選手に関する規定、アンチ・ドーピングに関する諸規定を順守すること。
- (2) JSAF 会員登録がなされていること。
- (3) WS が規定するクラシフィケーション、セーラーID を取得していること。

- (4) 国際大会で優秀な成績を収めるために競技活動を継続し、常にパフォーマンス(セーリングスキル、フィジカル等)の向上に努めること。
- (5) パラ強小委が指定する、パラワールド選手権、パラアジア大会、その他のパラ国際大会に参加すること。
- (6) パラ強小委が指定する強化合宿、研修会、ミーティング、その他必要な行事に参加すること。
- (7) パラ強小委が指定する広報活動に最大限協力すること。
- (8) その他パラ強小委が必要として定めた事項

## 5. 認定の取消し

下記事項に該当した強化選手は、その認定の取消し、一定期間の資格停止、または補助の停止等の措置を適用されることがある。

- (1) 本規定に定める事項に違反した場合
- (2) 怪我や病気、体調の悪化により競技活動ができないとパラ強が判断した時
- (3) 国内外の法律に違反した場合、または日本を代表するアスリートとして不適切な言動をしたとパラ強が判断した時

## 6. 不服申し立て

JSAF が自ら主催若しくは共同主催する競技会またはその運営に関して、JSAF 及びパラ強小委が行った決定(競技中になされる審判の判定を除く。)に対する不服の申し立ては、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構が定める「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

## 7. 備考：パラセーリング委員会強化小委員会(パラ強小委)とは

パラセーリング委員会強化小委員会(パラ強小委)は、パラセーリングの選手権大会等で強化選手の認定基準を満たしたパラセーラーに対して、国際大会等で上位を目指せる資質を有しているかを技術面、医療面、環境面で評価し、最終的に強化選手と認定するとともに国際大会等の派遣選手を選定するものである。また、パラセーリングの強化方針や戦略を検討し、それに付随する予算やシステムを構築するものである。

## 8. 制定と改訂

- (1) 本規定は2022年12月3日付制定とする。
- (2) 本規定は必要に応じて改定することができる。

### 改訂履歴

2023年6月改定

2023年12月改定

2026年3月誤字修正

以上

## 強化選手の認定に係る選手権大会の開催等における付則

1. パラセーリングの全日本選手権大会は、JSAF 公認レースとして毎年度 10 月までに開催し、パラセーリング東日本選手権大会、パラセーリング西日本選手権大会はその 1 か月前までに開催する。また、インクルーシブの大会と併催して実施することができる。
2. パラセーリング全日本選手権大会、パラセーリング東日本選手権大会、パラセーリング西日本選手権大会における指定クラスは、ハンザ 303(1 人乗り)、ハンザ 303 女子(1 人乗り)、リパティ(1 人乗り)、リパティ女子(1 人乗り)、2.4mR(1 人乗り)の 3 艇種、5 クラスとする。
3. パラセーリング全日本選手権での認定者数は、各指定クラスにおいて参加艇数が 10 隻以上であれば 3 位以内、10 隻未満～5 隻以上で 2 位以内、5 隻未満～3 隻以上で 1 位のみとする。
4. パラセーリング東日本選手権大会、パラセーリング西日本選手権大会での認定者数は、各指定クラスにおいて参加艇数が 5 隻以上であれば 1 位のみとする。
5. パラセーリング全日本選手権大会では、計測とクラシフィケーションを実施する。パラセーリング東日本選手権大会、パラセーリング西日本選手権大会においては、計測とクラシフィケーションを実施することを推奨する。
6. 上記選手権大会の参加者は、身体障がい者で WS が規定する障がい者セーリングの障がい基準に準じているものとする。
7. WS の規定する障がい基準以外の内部障害、知的障害、聴覚障害などにおいても、個別の海外レースに優秀な選手を派遣することがある。その場合は、パラセーリング強化選手規定の 2. 認定 (3)、(4) に準じて、所属の団体からの推薦を受けてパラ強小委が強化選手として認定する。
8. 海外レースへの選手の派遣は、JSAF の派遣補助の内容と参加する海外レースの NOR に準じて、パラ強小委が艇種別に強化選手の強化練習や選考レース、研修会等での理解力や身体力でのポイントで順位を付けて、上位から参加を打診し、JSAF に代表選手として推薦する。
9. 本付則は、必要に応じて改定することができる。

以上